

## 第2節 規制・経済的手法の活用

### 1 地球温暖化対策に対する助成

京都議定書における、わが国の温室効果ガス6%削減の目標達成に向け、地球温暖化対策は待ったなしの段階となっています。本県では、「オンリーワン徳島行動計画」において「環境首都とくしま」の実現に向け、国より高い2010年までに10%削減（1990年比）を掲げ、様々な行動を展開しています。

このような状況のもと、温室効果ガスの削減に資する取組や施設の導入など、地球温暖化対策に積極的に取り組む中小企業者に対し、その取組を更に加速させるため、金融機関を通じて低利の融資を行う「地球温暖化対策資金貸付金」を平成19年10月に創設しました。

#### (1) 融資条件等（平成19年12月末現在）

##### 融資対象者

県内に事業所を有し、原則として6ヵ月以上引続き同一事業を営んでいる中小企業者

##### 融資対象資金

- (1) ISO等環境マネジメントシステムの認証取得
- (2) 屋上緑化等
- (3) 事業用の低公害車の導入
- (4) アイドリングストップやエコドライブに必要な装置等の導入
- (5) 新エネルギー設備の導入
- (6) 省エネ装置の導入
- (7) LED設備の導入
- (8) ESCO事業

##### 融資限度

1事業所につき3,000万円以内

##### 償還期間

- (1) 5年以内（内1年以内据置）
- (2) 7年以内（内1年以内据置）

融資利率（環境マネジメントシステム取得者には優遇利率【 】を適用）

- (1) 年2.2%以内【年1.8%以内】（別に保証料0.62%以内が必要）
- (2) 年2.4%以内【年2.0%以内】（別に保証料0.62%以内が必要）

### 2 環境保全施設の整備等に対する助成

公害を防止し、良好な生活環境を保全するため、各種の公害関係法令によって規制措置がとられていますが、これらの規制に対応するために必要な公害防止施設等の設置には多額の資金を要します。

このため、本県においては、昭和43年4月に徳島県公害防除施設整備資金貸付制度を設け、中小企業者が自ら行う公害防除施設、産業廃棄物処理施設等の整備に必要な資金を融資することにより、公害防止対策を促進し、住民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図ってきました。

平成11年度からは、環境保全施設整備等資金貸付制度に名称を改め、フロン対策や低公害車の購入、ISO14001認証取得などの環境保全事業に必要な資金も融資対象とし、貸付枠も3,000万円から5,000万円に拡大することにより、さらなる生活環境の保全を図っています。

さらに、平成17年度からは、地球温暖化対策に必要な資金、平成18年度からは、吹付けアスベストの飛散防止対策に必要な資金についても融資対象としています。

制度発足以来の融資状況は、平成18年度末で650件、59億2,855万円です。

なお、平成19年10月に、地球温暖化対策資金貸付金が創設され、地球温暖化対策に係る項目は当該制度に移行して地球温暖化対策を推進しています。

## (1) 融資条件等(平成19年12月末現在)

## 融資対象者

県内に工場等を有し、原則として1年以上引続き同一事業を営んでいる中小企業者

## 融資対象資金

- (1) 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下又は悪臭を防止するための施設の設置又は改善に必要な資金
- (2) 廃棄物の処理施設の設置又は改善に必要な資金
- (3) 土壌汚染対策のための施設の設置又は改善、汚染土壌の処理及び汚染水の処理に必要な資金
- (4) 公害防止施設の設置等によっては公害を防止し難い工場等が、公害防止のためにその工場等を移転する場合の移転に必要な資金のうち知事が必要と認める資金
- (5) 公害防止用分析測定機器類の設置等に必要な資金
- (6) 環境保全事業に必要な資金であって、次に掲げるもの
  - ア 特定フロン等の回収装置の設置又は購入
  - イ 環境アセスメントの実施
- (7) 吹付けアスベストの飛散防止対策に必要な資金であって、次に掲げるもの
  - ア 中小企業者の所有する工場等に使用されている吹付けアスベストの除去等の工事に必要な資金
  - イ 建設業者又は解体工事業者が、吹付けアスベストの除去工事等を施工するための設備整備に必要な資金

## 融資限度

1事業所につき5,000万円以内

## 償還期間

7年以内(内1年以内据置)

## 融資利率

年2.65%以内。ただし、信用保証付の場合は年2.60%以内(別に保証料0.62%以内が必要)

## (2) 融資状況等

制度発足以来の融資実績の推移は図2-5-1のとおりです。

平成18年度においては、制度の利用者はありませんでした。

融資の実績を公害防止の種類別にみたのが表2-5-4で、昭和43年度以来の累計についてみると、融資件数では大気汚染に係るものが256件で全体(650件)の39.4%を占め、融資金額では水質汚濁に係るものが28億9,660万5千円で全体(59億2,855万円)の48.9%を占めています。

また、融資先の業種別に融資実績をみたのが表2-5-5で、同じく累計についてみると、木材・木製品製造業が融資件数では267件で全体の41.1%を占めています。融資金額でも木材・木製品製造業が13億1,856万5千円、食料品製造業が13億1,281万8千円と多く、この2業種で全体の44.4%を占めています。

図2-5-1 融資実績の推移

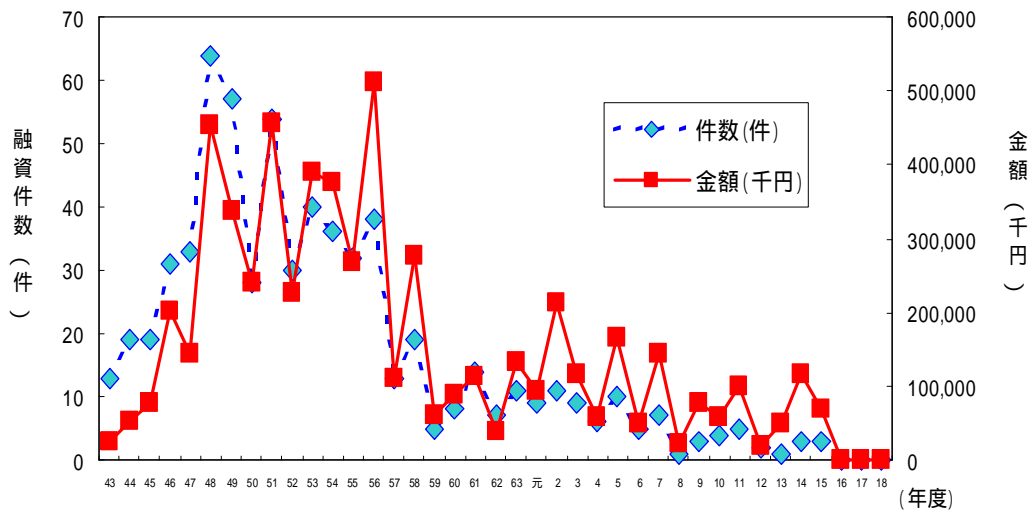


表2-5-4 公害の種類別融資実績一覧

(単位：千円)

種類	年度 区分	昭和43～平成13		14		15		16		17		18		累 計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
水 質 汚 濁		213	2,846,605	1	50,000									214	2,896,605
大 気 汚 染		251	1,312,832	2	65,866	3	69,000							256	1,447,698
悪 臭		44	246,183											44	246,183
騒 音		75	729,490											75	729,490
そ の 他		61	608,574											61	608,574
計		644	5,743,684	3	115,866	3	69,000	0	0	0	0	0	0	650	5,928,550

表2-5-5 業種別の融資実績一覧

(単位：千円)

種類	年度 区分	昭和43～平成13		14		15		16		17		18		累 計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
畜 産 飼 育		17	175,168											17	175,168
建 設 業		20	177,743	1	25,000	1	25,000							22	227,743
製 造 業	食 料 品	97	1,312,818											97	1,312,818
	織 維 工 業	25	150,340											25	150,340
	木 材 ・ 木 製 品	266	1,286,655			1	32,000							267	1,318,655
	製 紙 業	17	241,624	1	50,000									18	291,624
	化 学 工 業	11	139,200											11	139,200
	釜 業 ・ 土 石 製 品	50	590,723											50	590,723
	そ の 他	79	891,304											79	891,304
サ ー ビ ス 業		39	498,595			1	12,000							40	510,595
そ の 他		23	279,514	1	40,866									24	320,380
計		644	5,743,684	3	115,866	3	69,000	0	0	0	0	0	0	650	5,928,550

### 3 今後の取り組みの方向性

地球温暖化対策資金貸付制度及び環境保全施設整備等資金貸付制度は、地球温暖化対策の更なる推進や公害の防止など、良好な生活環境の保全に必要な施設等の整備に重要な役割を果たしてきていること、さらにこれからの環境問題に対処して行くには、県民、事業者等の自主的な環境保全への取り組みが必要不可欠であることなどから、環境保全の経済的手法として、今後より一層、制度融資の活用を推進していきます。